

移動販売車両による道路空間活用に関する
実証実験に係る調査業務委託
プロポーザル実施要領

令和6年11月

西脇市比延地区買物支援
実証実験推進協議会

1 趣旨

本実施要領は、西脇市比延地区における移動販売車両による道路空間活用に関する実証実験に係る調査業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものである。

本業務は、西脇市が国土交通省の公募「道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）」に応募し採択されたものを、西脇市比延地区買物支援実証実験推進協議会（以下「本会」という。）が行うものである。

2 業務内容

別紙「移動販売車両による道路空間活用実証実験調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案募集の内容

仕様書に示す調査項目のうち、下記のことについて、具体的に創意工夫する点も含め提案すること

- (1) 「周辺住民アンケート調査」についての調査内容やその手法に関すること
- (2) 「道路上での移動販売実施に関しての構造上、運用の課題整理」について、想定される課題の抽出方法や現地での調査手法に関すること

4 提案上限金額

3,700千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は、次の要件を全て満たす者であること。

なお、JVの場合は、いずれかの構成員が次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に

基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 単体の法人が、西脇市の競争入札資格者名簿「測量・コンサルタント等（建設、測量）」に登録されていること。
- (7) 単体の法人が、管理技術者を配置できること。管理技術者は以下のいずれかの資格等を有する者に限る。
 - 技術士総合技術監理部門
 - 技術士建設部門（道路、又は都市計画及び地方計画）
 - シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）道路部門、又は都市計画及び地方計画部門
- (8) 国土交通省が公募する「道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）」事業について、自治体等から業務受託した実績を1件以上有すること。
- (9) 自動運転技術について導入検討等の業務を国や自治体等から受託した実績を1件以上有すること。

6 委託事業者選定に係るスケジュール

項目	期 日	備 考
募集開始	令和6年11月28日（木）	実施要領等を西脇市ホームページに掲示
質問受付	令和6年12月5日（木） 正午まで	回答はホームページに 随時掲示
参加意思表明書の 提出期限	令和6年12月5日（木） 午後5時まで	持参又は郵送 （メール可）
企画提案書の 提出期限	令和6年12月12日（木） 午後5時必着	持参又は郵送
審査結果通知	令和6年12月16日（月）	発送予定

7 プロポーザル参加に関する留意事項

- (1) 知的財産権の取扱い
 - ア 著作権
提出を受けた書類（以下「提出書類」という。）が、著作権

法（昭和45年法律第48号）第2条第1項各号のいずれかに規定する著作物に該当する場合は、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従う。

イ 工業所有権

本業務の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた特許権及び特許を受ける権利は、特許法（昭和34年法律第121号）の定めるところに従う。

また、本業務の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた実用新案件は、実用新案法（昭和34年法律第123号）の定めるところに従う。

ウ 使用許諾

上記ア及びイについて、本会は提出書類を必要な範囲において無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は変更できないものとし、原則として返却しない。

(3) その他

各様式のデータが必要なときは、西脇市ホームページからダウンロードすること。

8 提案に関する質問の受付及び回答

(1) 提出書類 実施要領等に関する質問書（様式第1号）

(2) 提出期限 令和6年12月5日（木）正午まで。

(3) 提出方法 持参、電子メールにより事務局に提出すること。
電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

(4) 提出先 西脇市比延地区買物支援実証実験推進協議会事務局
住所：〒677-8511

兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

西脇市建設水道部国県事業推進室内

電話：0795-22-3111（内線2090）

電子メール：

kuniken-suishin@city.nishiwaki.lg.jp

(5) 質問に対する回答

令和6年12月5日（木）午後5時までに、回答内容を随時西脇市ホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を西脇市ホームページに掲載する。

9 参加の意思表示

- (1) 参加を希望する場合は、参加意思表明書（様式第2号）を提出すること。ただし、参加意思表明書の提出後に参加辞退をする場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年12月5日（木）午後5時まで。
- (3) 提出方法 持参、電子メールにより事務局に提出すること。
電子メールの場合は電話で受信確認をすること。
- (4) 提出先 上記8-(4)の提出先のとおり。

10 提案提出方法

この募集要領のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、紙媒体2部（正本1部、副本1部）及び電子データを提出すること。副本は応募者が特定できない内容（企業名等を黒塗りまたは消去）とする。

- (1) 提出書類
 - ア 提案書類提出書兼誓約書【様式第4号】
 - イ 応募者概要【様式第5-1号】、【様式第5-2（企業グループ応募の場合のみ）】
 - ウ 企業グループ協定書兼委任状（企業グループ応募の場合のみ）【様式第6号】
 - エ 管理技術者略歴書【様式第7号】、資格を証明するものの写し
 - オ 企画提案書【様式任意】
 - カ 業務実績【様式任意】、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）
 - キ 経費積算見積書【様式第8号】
- (2) 提出期限及び提出方法
 - ア 提出期限 令和6年12月12日（木）午後5時必着
 - イ 提出方法 持参、電子メールにより事務局に提出すること。
電子メールの場合は電話で受信確認をすること。
 - ウ 提出先 上記8-(4)の提出先のとおり。
- (3) 留意事項
 - ア 応募する案は各者1提案に限る。
 - イ 応募図書は、通し番号を付すこと。
 - ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない。
 - エ 応募図書の制作及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
 - オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
 - カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。
 - キ プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない。

11 審査の方法

応募図書の内容により審査を行う。その評価については、別紙に定める評価項目に基づき審査し、優先委託事業者を決定する。

なお、審査は、本会が設置する移動販売車両による道路空間活用に関する実証実験に係る調査業務委託事業者選定委員会により実施するものとする。

12 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、西脇市ホームページに掲載するとともに、別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

13 委託事業者の決定

本会は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に委託事業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、上記11による次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

14 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

15 個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、西脇市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

16 再委託の禁止

本業務の残部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を本会に提出し、本会の書面による承認を得た場合は、本会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認

を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は本会に対しすべての責任を負うものとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、本会と協議し、その指示に従うこと。

18 問合せ先

西脇市比延地区買物支援実証実験推進協議会 事務局

住所：〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

西脇市建設水道部国県事業推進室内

電話：0795-22-3111（内線2090）

電子メール：kuniken-suishin@city.nishiwaki.lg.jp